

○宜野湾市道路位置指定基準及び事務取扱規程

平成 9 年 3 月 28 日

訓令第 3 号

改正 平成11年 9 月 30 日訓令第20号

平成13年10月 3 日訓令第17号

〔題名改正〕

平成14年10月 1 日訓令第32号

平成23年 3 月 31 日訓令第 3 号

令和 4 年 3 月 31 日訓令第29号

目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)

第 2 章 申請書の作成要領(第 9 条～第23条)

第 3 章 道に関する基準(第24条～第32条)

第 4 章 雑則(第33条～第35条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)

第42条第 1 項第 5 号に規定する道の位置の指定(以下「道路位置指定」という。)

及び法第45条に規定する私道の変更又は廃止を行うについて、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)、宜野湾市建築基準法施行条例(平成12年宜野湾市条例第30号。以下「条例」という。)及び宜野湾市建築基準法施行細則(平成 8 年宜野湾市規則第 9 号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、当該道路位置指定の申請の方法及び技術基準を定めることにより本市における良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(道路の配置計画の一般原則)

第 2 条 道路位置指定を受けようとする道は、その道に接する敷地及び開発区域

の規模、形状、地形又は周辺の状況並びに予定建築物の用途及び配置等を勘案して、建築関係法令によるほか、この基準の定めるところにより配置しなければならない。

(道路の位置の指定)

第3条 市長は、道路位置指定の申請書の提出があった場合は、当該申請を受理する前に速やかに事前審査(申請書の内容、添付書類の審査及び現地調査等)を行うものとする。

2 市長は、前項による事前審査の結果、申請の内容が道路位置指定をするに支障がないと認めた場合は、当該申請書を受理し、関連部署に合議の上、申請者に道路築造承認書(様式第1号)を交付するものとする。

3 申請者は、前項の規定による築造承認書の交付を受けた後に当該道路の工事に着手し、築造が完了したときは、道路の築造完了報告書(様式第2号)に当該道路部分の公図の写し及び登記簿謄本等を添付し、市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による完了報告書の提出があった場合は、速やかに完了検査を行い、当該道路の内容が第3章に定める道に関する基準に適合していることを確認した後に道路位置を行い、道路位置指定書(細則様式第9号)又は道路位置の変更等指定書(細則様式第13号)を申請者に交付するものとする。

(道路位置指定の合議)

第4条 道路位置指定を行う場合は、市道、生活道路等の維持管理行政、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行政、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく下水道行政、その他関係する部署等(以下「関係課」という。)に合議しなければならない。ただし、建築指導課の判断により必要ないものはこの限りではない。

2 合議を受けた関係課は、速やかにこれを処理し、所管する業務の指導上支障がある場合は、これを建築指導課に通知し、双方協議の上処理するものとする。

(道路位置指定のできない旨の通知)

第5条 市長は、道路位置指定の申請が条例第3条第3項に該当する場合は、道路位置指定のできない旨の通知書(様式第3号)を作成し、配達証明又はその他

の方法により申請者に送付するものとする。

(道路位置指定の公告)

第6条 省令第10条に規定する公告は、市の掲示場に掲示して公告する。

(台帳の整備等)

第7条 市長は、道路位置指定を行ったときは指定台帳(様式第4号)を作成し、
宜野湾市文書取扱規程(1969年宜野湾市規程第11号)第44条の規定により、第2
種として10年保存するものとする。

(指定道路の利用)

第8条 第3条の規定により道路位置指定等を受けた道路(以下「指定道路」とい
う。)の申請者、築造者又は管理者は、当該道路に接する敷地の所有者又は借地
人等から当該道路を利用して隣接敷地の開発行為又は建築行為を行いたい旨の
申し入れがあった場合は、これを拒否してはならない。

第2章 申請図書の作成要領

(道路位置の指定申請に必要な図書)

第9条 細則第8条第1項の規定により、道の位置の指定を受ける場合における
申請書及び添付図書とその必要部数は、次表による。

図書の種類	部数		根拠規定	様式
	正本	副本		
(1) 道路位置指定申請書	1	1	細則第8条	細則様式第8号
(2) 委任状	1	1	条例第3条	
(3) 誓約書	1	1	〃	様式第5号
(4) 道路維持管理計画書	1	1	〃	様式第6号
(5) 関係権利者等の承諾書	1	1	省令第9条	様式第7号
(6) 排水通過地地主等の同意書	1	1	〃	様式第9号
(7) 隣接地主の同意書	1	1	〃	様式第10号
(8) 隣接建物主の同意書	1	1	〃	様式第11号
(9) 関係権利者等の印鑑登録証明	1	1	〃	

書				
(10) 土地及び建物の登記簿謄本	1	1	〃	
(11) 公図の写し	1	1	〃	
(12) 道路位置指定申請図	1	1		様式第12号
① 附近見取り図	1	1	省令第9条	〃
② 地籍図	1	1	〃	〃
③ 道路計画平面図	1	1	条例第3条	〃
④ 道路構造詳細図	1	1	〃	〃
⑤ 求積図及び面積表	1	1	〃	〃
(13) その他	1	1	〃	

2 前項に規定する申請書正本への添付図書は、原本(図)とする。

(申請書の作成方法)

第10条 細則第8条に規定する道路位置指定申請書(以下「申請書」という。)及び添付図書は第9条の表の番号順に整理し、A4版左縦綴りとする。

2 申請者は、申請道路の築造及び道路維持管理に関係ある者とする。

3 図面作成者は、建築士、測量士(測量士補を含む。)又は土地家屋調査士とし、資格を明確に表示しなければならない。

4 代理手続きの場合は、委任状を添付すること。

5 申請道路の地名地番とは、申請道路となる土地の地名地番で、土地登記簿謄本に記載されている地名地番を記入すること。

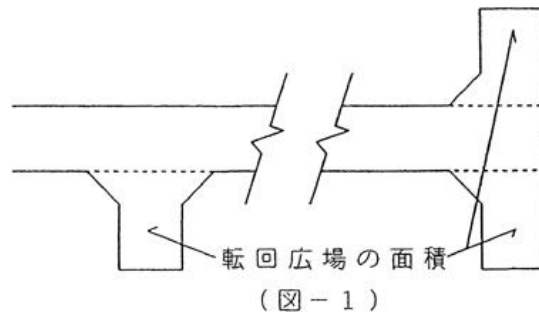
6 申請道路の幅員及び延長は、各幅員別に記入し、メートル単位で小数点以下2位まで記入すること。また、申請道路に自動車転回広場があるときは、その配置箇所数及び面積を記入する。この場合の面積は、転回広場の屈曲部分からの面積とする。(図—1)

7 申請道路の築造予定年月日

道路の築造工事の着工及び完了予定年月日を記入すること。

8 申請理由は、申請道路を築造することとなった経過又は申請道路に関連する宅地供給等の事業計画を具体的に記入することとし、記入欄に記載できない場

合は、別紙理由書を添付することができる。



(道路維持管理計画書の作成方法)

第11条 道路維持管理計画書(様式第6号)は、次の各号について説明すること。

- (1) 道路の維持管理方法について、自己管理、委託管理の別について記入すること。
- (2) 維持管理費負担の方針について、当該道路の修繕、清掃等の維持管理費用を受益者に負担させるかどうかを明記すること。
- (3) 道路の使用料について、当該道路の使用料を徴収しないことを明記すること。

(関係権利者の承諾書)

第12条 関係権利者の承諾は、関係権利者等の承諾書(様式第7号)に記名押印するものとし、道路位置指定について承諾を必要とする関係権利者の範囲は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路となる土地の所有者その他の登記簿上の各権利者(以下「関係権利者等」という。)。ただし、売買契約書等権利の移行を明確に表す書類を添付された場合を除く。
 - (2) 道路となる土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者。
- 2 前項の規定において、申請時以降道路位置指定の処分を行うまでの間に関係権利者等の変動がある場合は、変動に係る者についての承諾の補完をしなければならない。ただし、分筆による地番変動についてはその限りではない。

第13条 削除

(排水通過地地主等の同意書)

第14条 道路位置指定地及びその後背地から発生する各排水の通過地についての

同意は、排水通過地地主等の同意書(様式第9号)及び印鑑登録証明書を申請書に添付するものとする。ただし、既に排水通過地地主等の同意を得ている法第42条第1項第2号及び第5号に規定する道路の排水設備に接続する場合は、印鑑登録証明書の添付を省略できるものとする。

- 2 排水の通過地についての同意を必要とする関係権利者等の範囲は、道路となる土地を除いた公共管理の排水溝等(以下「放流先」という。)までの排水通過地地主等とする。

(隣接地主の同意書)

第15条 道路となる土地に隣接する土地の所有者の同意は、隣接地主の同意書(様式第10号)を作成し、申請書に添付するものとする。ただし、隣接地主の同意が得られない場合は、その具体的な理由書を添付する事により同意書がなくてもよいものとする。

- 2 隣接地主の同意が得られない具体的な理由とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 隣接地主及びその家族の居所が不明な場合

- (2) 隣接地主が道路位置指定申請に関係ない事件(トラブル)等により同意しないとき。

- (3) 申請道路の位置指定を行うことによって隣接敷地又は隣接建築物等がただちに法違反となることがないにもかかわらず、将来の利害関係を理由に又は理由の有無にかかわらず同意をしないとき。

- (4) その他前各号に類する理由と認められるとき。

(隣接建物主の同意書)

第16条 道路となる土地に隣接する建物等の所有者の同意は、隣接建物主の同意書(様式第11号)を作成し、申請書に添付するものとする。ただし、隣接建物の所有者の同意が得られない場合は、前条の規定を準用する。

(関係権利者の印鑑登録証明書)

第17条 関係権利者の印鑑登録証明書は、申請書受理前3ヶ月以内に地方公共団体の長が発行した証明書とし、これをA4版の白紙に貼り付けるものとする。た

だし、A4版より大きな証明書は白紙への貼り付けを要しない。

(土地及び建物の登記簿謄本)

第18条 申請道路となる土地、排水通過地及び申請道路に隣接する土地及び建物について、申請書提出前3ヶ月以内に法務局の登記官が発行した土地、建物の登記簿謄本又はこれに類する公的証明書を添付すること。

(公図の写し)

第19条 公図の写しは、法務局に備え付けの地図の写しを添付することとし、地図の写しである旨の証明があるものとする。ただし、地籍未確定の地域であるときは、土地家屋調査士又は測量士(測量士補を含む。)の作成する隣接地主等の承諾を得た地籍測量図を添付すること。

2 公図の写しに申請道路の位置を朱書で明示すること。

(附近見取り図の作成方法)

第20条 附近見取り図は、道路位置指定申請図(様式第12号。以下「申請図」という。)に図示するものとし、方位、申請道路の位置、附近の目標となる地物、街区及び既設道路等の状況並びに申請道路の雨水と汚水等の放流先及び放流方法(道路側溝、河川又はヒューム管位置)等を明確に表示し、単なる案内図とならないようにすること。

(地籍図の作成方法)

第21条 地籍図(縮尺500分の1)は、申請図に、申請書の凡例に従い、次の各号の事項を記入する。

- (1) 縮尺及び方位
- (2) 指定を受けようとする道路の位置、延長及び自動車転回広場の位置
- (3) 土地の境界、地番及び地目
- (4) 土地の所有権者及びその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有するものの氏名
- (5) 開発区域内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置
- (6) 指定を受けようとする道路並びにその道路に接する敷地の排水の放流方法及び放流先

- (7) 予定建築物の配置及び用途
- (8) 土地の高低その他地形上特筆すべき事項
(申請道路の計画平面図及び構造詳細図の作成方法)

第22条 申請道路の計画平面図(縮尺300分の1程度)は、申請図に図示し、次の事項を明示するものとする。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 取付道路の名称、幅員及び形状
- (3) 申請道路の延長、幅員、すみ切りの寸法、転回広場の位置、形状及び寸法
- (4) 排水施設及び放流先
- (5) 道路築造に伴う新設構造物及び既設構造物、位置、形状及び寸法
- (6) 土地の高低その他の地形上特筆すべき事項

2 申請道路の構造詳細図(50分の1程度)は、申請図に図示し、次の事項を明示するものとする。

- (1) 縦断面図(基本的なものでよい。ただし、地形上特筆すべき事項等があれば詳細に明示する。)
- (2) 横断詳細図(新設構造物及び既設構造物の種類、位置、形状及び寸法、隣地との関連等並びに使用材料(表層及び路盤)の名称、寸法等を詳細に明示する。)

3 申請道路及びその周辺の状況によっては、必要に応じて工事仕様書、特記仕様書、構造計算書及び雨水、汚水等放流計画書(様式第13号。雨水排水計算書を含む。)を添付させるものとする。

(その他の書類)

第23条 次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請道路となる土地に里道、道路敷及び水路敷等公有地を含む場合は、公有地の管理者の道路位置指定等承諾書又はこれに代わるもの
- (2) 土地の登記簿謄本、申請書及び印鑑証明書等のいずれかの住所が異なる場合は、その経緯を明確にできる住民票等

- (3) 相続関係を明らかにする必要があるときは、戸籍謄本又は死亡証明書等
- (4) 土地及び建物の登記が無く登記簿謄本の添付ができない場合は、公共団体の長が発行する課税証明書等を添付する。
- (5) 面積求積図(開発区域、道路となる部分の各筆毎の求積、転回広場等)及び面積表を申請図に明示するか、面積求積等が明示された書類等を添付するものとする。

第3章 道に関する基準

(一般基準)

第24条 道路は、政令第144条の4の規定によるほか、本章に定める基準により、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造としなければならない。

2 道路の表面は、車両の通行に耐え、かつ、ぬかるみとならない構造とするほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) アスファルト又はコンクリート舗装仕上げとし、路盤の強度及び交通量を勘案し、路盤、表層の厚さ及び施工方法等を定めるものとする。
- (2) 路床が軟弱な場合は、路床土の入れ替え及び良質な碎石等を用いて充分締め固めを行うこと。

3 道路の長さは、10m以上を原則とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その限りではない。

(道路の延長及び幅員)

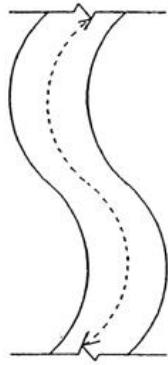
第25条 道路の延長は、次の各号により測ることとする。

- (1) 道路の各部分の中心線の長さで、(図一2)の例による。
- (2) 屈曲部の延長寸法線は、(図一3)の例による。

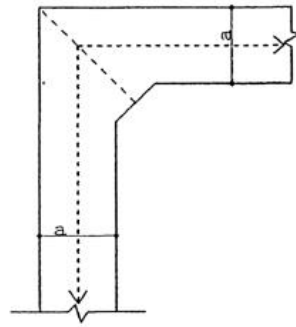
2 道路の幅員は、次の各号により測ることとする。

- (1) 道路幅員は、道路側溝を含み、法敷きを除いたものとする。
- (2) 幅員は、道路中心線に直角に測る。
- (3) 幅員の測り方は、(図一4)の例による。

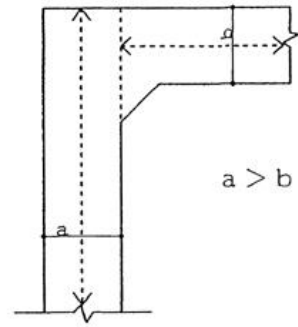
(ア) 曲線路の場合



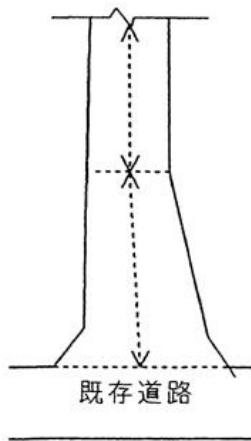
(イ) 同一幅員の場合



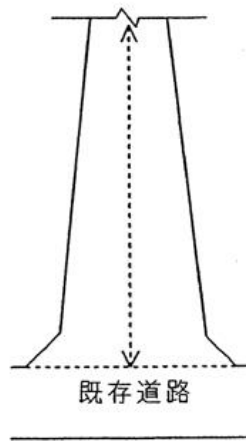
(ウ) 幅員が異なる場合



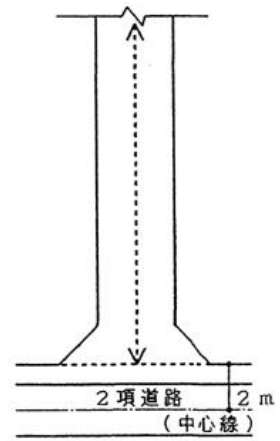
(エ) 幅員が変化する場合



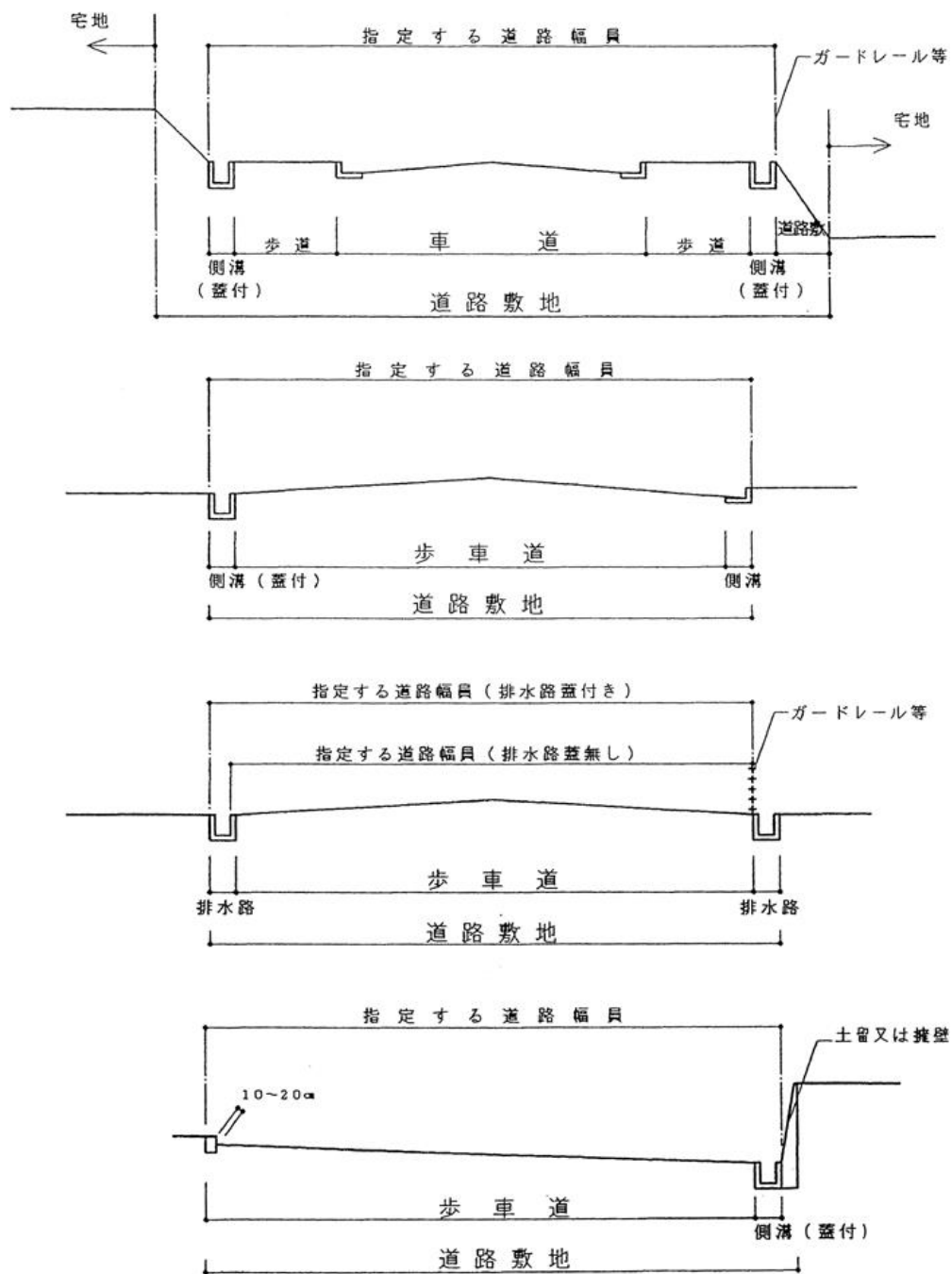
(オ) 幅員が変化する場合



(カ) 2項道路の場合



(図-2) 道路の延長の計測法



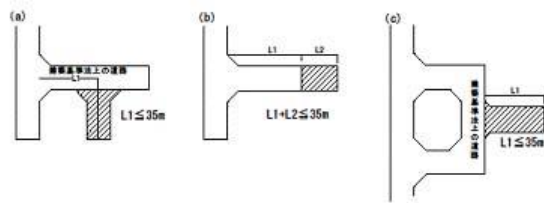
(図-4) 道路幅員の計測法

(袋路状道路)

第26条 指定道路が袋路状道路となる場合は、次の各号による。

(1) 取付道路が幅員6メートル未満の場合

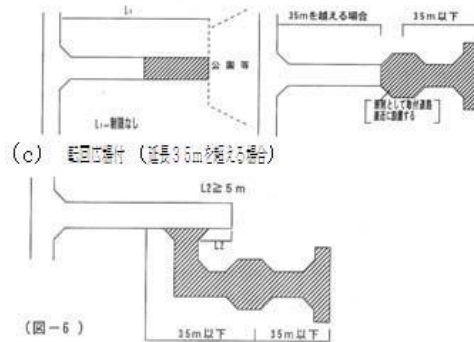
(イ) 幅員6メートル未満延長35メートル以下の場合



(図-5)

(ロ) 幅員6メートル未満、延長が35メートルを超える場合

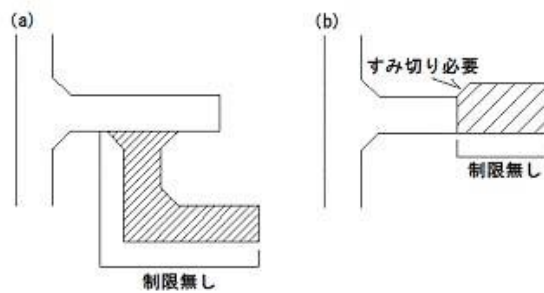
(a) 制限が公署等の場合 (b) 制限はなし (延長35m以下)



(図-6)

(図-6)

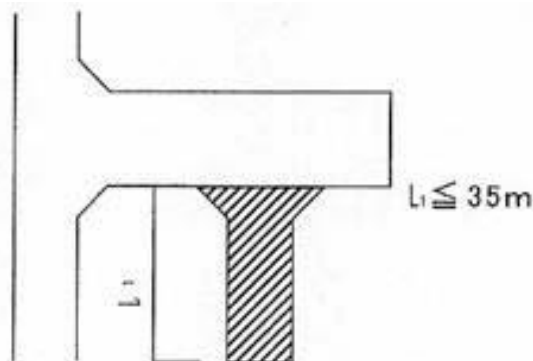
(ハ) 幅員6メートル以上の場合



(図-7)

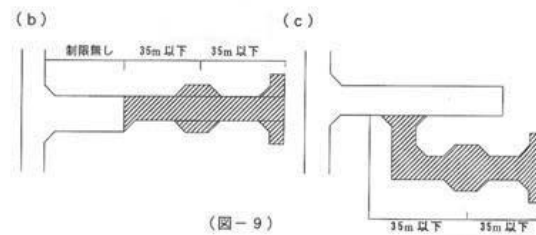
(2) 取り付け道路の幅員が6メートル以上の場合

(イ) 幅員6メートル未満、延長が35メートル以下の場合



(図-8)

(ロ) 幅員6メートル未満、延長が35メートルを超える場合

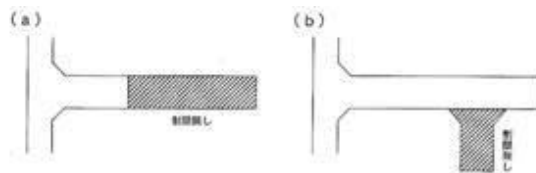


(図-9)

(図-9)

(ハ) 幅員6メートル以上の場合

(a) 終端公園の場合は、前号(ロ)の(a)に同じ。



(図-10)

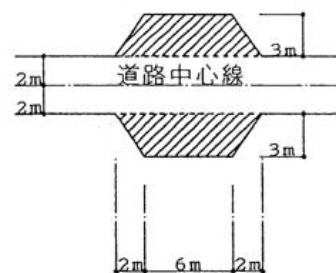
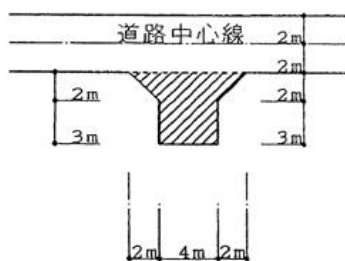
(自動車の転回広場)

第27条 自動車の転回広場は、次の各号による。

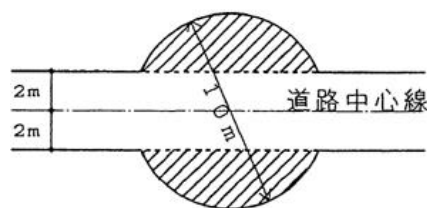
(1) 道路の中間に設ける場合(図-11)

(ア)

(イ)

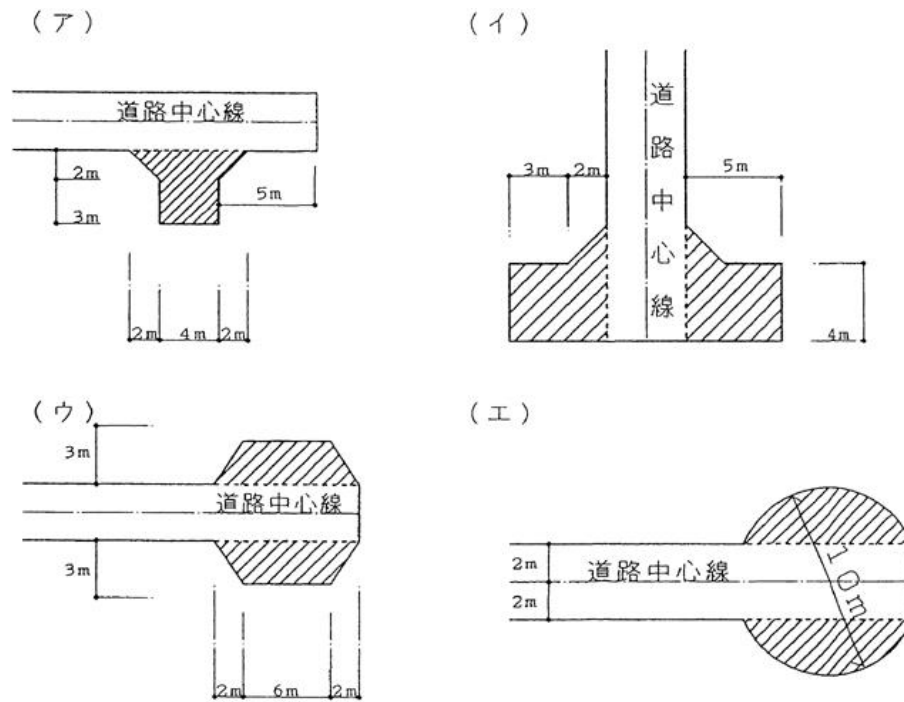


(ウ)



(図-11)

(2) 道路の終端に設ける場合(図-12)

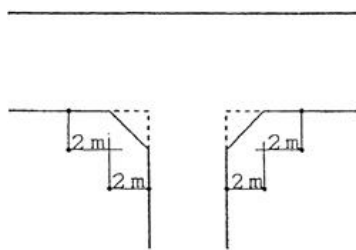


(図-12)

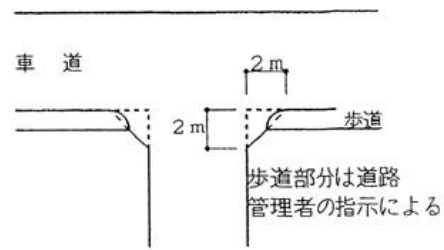
(すみ切り)

第28条 すみ切りは、次の各号による。ただし、市長がやむを得ないと認めカーブミラー等を設置したものは、その限りではない。

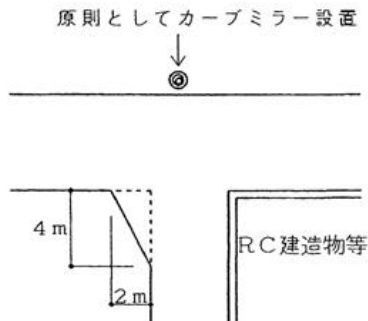
- (1) 4メートル以上の道路及び歩道の設置された道路等に接続するときは、図—13及び図—14の例によりすみ切りを行う。
- (2) 片側がRC建造物等によりすみ切りができないときは、図—15の例により片すみ切りとすることができる。ただし原則としてカーブミラーを設置するものとする。
- (3) 法第42条第2項の道路とみなす4メートル未満の道路に接続するときは、図—16の例により、みなし境界線まで後退してすみ切りを行う。
- (4) 曲り角の内角が 60° 以下のときは、図—17の例により底辺が2m以上の2等辺3角形となるようすみ切りを行う。尚曲り角の内角が 120° 以上のときは、すみ切りは不要とする。



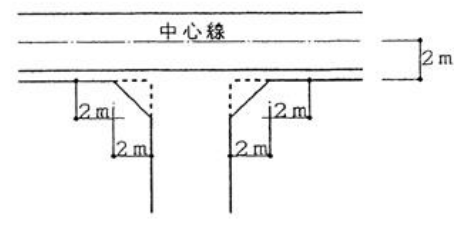
(図-13)



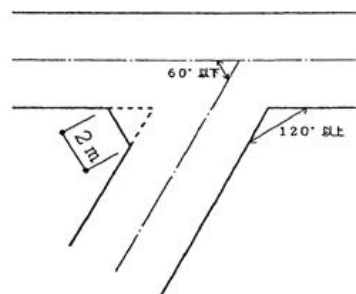
(図-14)



(図-15)



(図-16)



(図-17)

(道路の勾配)

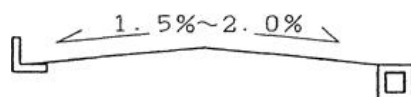
第29条 道路の縦断勾配は、12%以下とし原則として階段状としてはならない。

なお、縦断勾配が9%を超える場合は、すべり止め舗装とする。

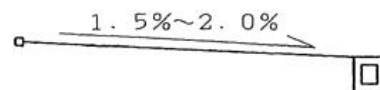
2 道路の横断勾配は、1.5%から2.0%までとする。

(1)

(2)



(図-18)



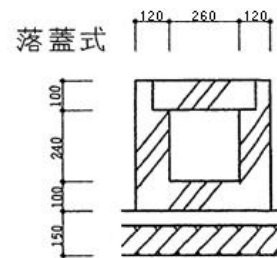
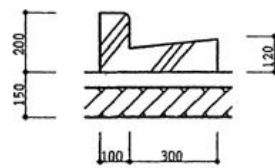
(図-19)

(排水施設)

第30条 指定道路及びこれに接する敷地の排水には下図の例により必要な排水施設を設けなければならない。なお、少なくとも道路の片側はU字型側溝としなけ

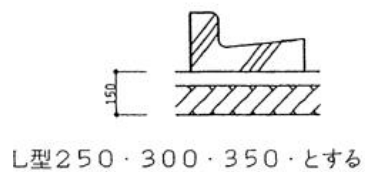
ればならない。ただし、市長が認めた場合は、その限りではない。

(1) 現場打設の場合

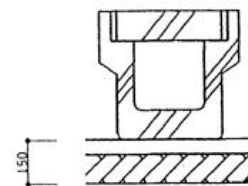


(図-20)

(2) コンクリート2次製品の場合



ESD落蓋側溝A型
A250以上とする



(図-21)

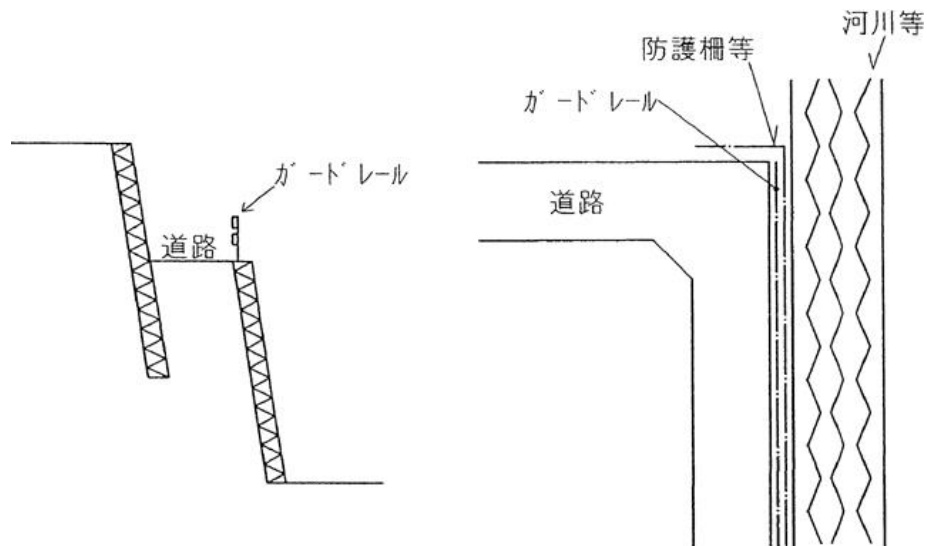
(3) その他

道路と交差又は接続する部分には、原則としてグレーチング蓋を使用し、ボルト固定式とする。

- 2 既設排水路との接続部又は側溝の曲がり角度が120度以下の場合は、グレーチング開閉式蓋付き集水枥を設けること。
- 3 指定道路の排水設備の末端は、公共の排水路その他有効な排水施設に接続したものであること。

(防護施設)

第31条 指定道路が屈曲し、又はがけ等に面することにより一般交通の危険を伴うおそれのある箇所には、防護柵又は擁壁等の防護施設を設置しなければならない。(図-23)

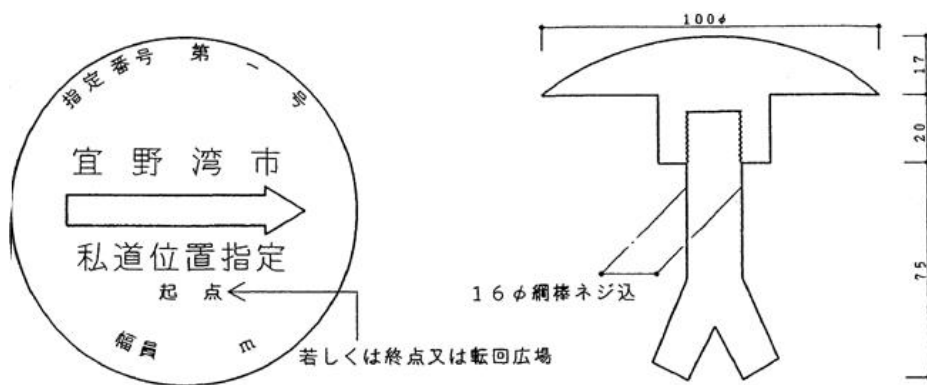


(図-23)

(標識の設置)

第32条 道路の位置の指定又は変更の指定を受けたものは、指定等を受けた旨の標識(図-24)を道路の起点、終点及び転回広場に設置しなければならない。

- (1) 標識は真鍮製の鋳とする。
- (2) 取付は埋込みとする。
- (3) 文字は掘り込みとする。



(図-24)

第4章 雑則

(道路位置指定申請取下げ)

第33条 申請者は、道路位置指定の申請を取り下げる場合は、道路位置指定申請取下げ届出書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

(道路位置指定の証明)

第34条 道路位置指定を受けた旨の証明を受けようとする者は、道路位置指定済

証明願(様式第15号)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により、道路位置指定済証明願の申請が提出され、審査の結果支障がない場合は、道路位置指定証明書(様式第16号)を当該申請者に交付するものとする。

(私道の変更又は廃止の取扱いについてへの準用)

第35条 私道の変更又は廃止の指定基準及び事務取扱いについては、第2条から前条までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市道路位置指定基準及事務取扱規程は、平成11年5月1日から適用する。

附 則(平成13年10月3日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月1日訓令第32号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令第29号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

道 路 築 造 承 認 書	
宜建築 第 号 年 月 日	
住 所 申 請 者 氏 名 殿 (名称及び代表者氏名)	
宜野湾市長	
年 月 日申請の道路位置指定申請の件について、申請が宜野湾市道路位置指定基準及事務取扱規程に定める道の基準に合致しているので、道路の築造について承認します。 なお、道路位置の指定については、道路の築造並びに道路部分の分筆及び公衆用道路に地目変更が完了した後に、道路位置の指定を行います。	
1 築造主の住所・氏名 (名称及び代表者)	
2 代理者の住所・氏名 (名称及び代表者)	
3 道路位置の地名・地番	宜野湾市
4 道路の幅員及び延長	幅 員 m 延 長 m
5 そ の 他 の 事 項	

様式第2号(第3条関係)

道 路 の 築 造 完 了 報 告 書					
宜野湾市道路位置指定基準及事務取扱規程第3条第3項の規定により道路の位置の指定に関する工事が完了しましたので報告します。					
年 月 日					
住 所					
報 告 者					
氏 名					
印					
宜野湾市長 殿					
1 築 造 場 所	宜野湾市				
2 申 請 者 住 所 氏 名	住 所 氏 名				
3 道 路 管 理 者 住 所 氏 名	住 所 氏 名				
4 工事完了年月日	年 月 日				
5 工 事 施 工 者 住 所 氏 名	住 所 氏 名				
6 特 記 事 項					
この欄は記入しないでください。	受 付 欄		検 査 員		備 考

様式第3号(第5条関係)

宜野湾市指令第 号
年 月 日

住 所
申 請 者
氏 名 殿

宜野湾市長

道 路 位 置 の 指 定 の で き な い 旨 の 通 知 書

年 月 日付け第 号で申請のありました道路位置の指定につきまして、次の理由により指定できない旨を通知します。

申 請 道 路 の 位 置	宜野湾市		
築 造 主 住 所 氏 名	住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)		
道 路 の 規 模	幅 員	m	延 長 m
	転回広場	ヶ所	m ²
そ の 他			

※ 指定できない理由

- 1 道路構造の不適合(路盤仕上、幅員、既存道路の接続、転回広場までの距離、すみ切り、勾配、排水施設、その他)
- 2 申請書の受理後一年を経過しても、道路の築造工事の完了が見込めない。
- 3 その他

様式第4号(第7条関係)

整 理 番 号		受 領 者 氏 名	印	
道 路 種 別	建築基準法第42条第1項第5号道路		申請道路 代表地番	宜野湾市
申請人 住所 氏 名			申請受付 年 月 日	年 月 日 第 号
管理人 住所 氏 名			位置指定 年 月 日	年 月 日
築造人 住所 氏 名			位置指定 番 号	第 一 号
申 請 目 的			公 示 年 月 日	年 月 日

整 理 番 号	道路幅員	道路延長	開発面積	道路となる地番、又は起点・終点の地番
	m	m	m ²	
	m	m	m ²	
備考：自動車転回広場がある場合は、その設置ヶ所及び面積を記入する				
申 請 (指 定) 概 要 図				
(道路位置の見取図貼付)				

様式第5号(第9条関係)

宜野湾市長

殿

年 月 日

住所
申請人
氏名 印

誓 約 書

私儀このたび宜野湾市 において、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路位置指定を申請するにあたり下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 当該道路の延長、幅員等を縮めたり路上にいかなる建築物工作物等構築または設置はいたしません。
- 2 当該道路は、道路のもつ公共性を遵守し交通制限通行止め等いかなる措置もいたしません。
- 3 当該道路については、自然災害及び人災等による損壊は早急に道路管理者の責により速やかに復旧し良好な状態を維持します。
- 4 当該道路の維持管理については、道路管理者により行い市当局及び監督官庁に対して一切迷惑をかけません。また維持管理上不十分な点がある場合は市当局及び監督官庁の指示に従います。
- 5 当該道路により、派生する諸問題等については申請人の責任においてその問題を解決いたします。

様式第6号(第11条関係)

道路維持管理計画書

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定申請に伴い、申請に係る道路の維持管理計画は、下表のとおりです。

年 月 日

住所
申請者
氏名

道路維持管理者 住 所 氏 名			
申 請 道 路 地 番	宜野湾市		
申 請 道 路 規 模	幅員	m	延長
関 係 受 益 者 数	法人	社	個人
(1) 道路の維持方法について			
		自己管理	管理委託
(2) 維持管理費負担の方針について			
		有	無
(3) 道路の使用料について			
		無	

様式第7号(第12条関係)

関係権利者等の承諾書

[illegible]

様式第9号(第14条関係)

排水通過地地主等の同意書

[illegible]

様式第10号(第15条関係)

隣接地主の同意書

[illegible]

様式第11号(第16条関係)

隣接建物主の同意書

[illegible]

様式第 12 号(第 20 条－第 23 条関係)

※指定番号	第 ー 号	※指定年月日	年 月 日
道 路 位 置 指 定 申 請 図			

図面作成者(建築士、測量士(測量士補を含む。)、 家屋調査士等の資格名も記入すること。)	印

注：※印欄は記入しないでください。

様式第13号(第22条関係)

雨 水 ・ 汚 水 等 放 流 計 画 書				
建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る雨水、汚水等の放流計画は下記のとおりです。				
年 月 日				
宜野湾市長 殿				
申 請 者 住 所 氏 名 印				
維持管理者 住 所 氏 名 印				
1	申請道路を含む 開 発 地 番	宜野湾市		
2	開 発 面 積		開発部分の 用 途	
3	雨水排水	放 流 先 及 び 承 諾 先		雨水放流 m^3/S
				算 定 法 法
				排水能力 m^3/S
4	汚 水 排 水	放 流 先 及 び 承 諾 先		汚 水 排 水 方 法
5	放流先の 状 況			
6	維持管理 方針 接統部 付近の			

様式第14号(第33条関係)

道路位置指定(変更・廃止)申請取下げ届出書		
下記のとおりに建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路位置指定(変更・廃止)申請書を取り下げたいので届け出いたします。		
年 月 日		
宜野湾市長 殿		
届出人 住所 氏名		
1 申請者住所氏名		
2 申請書受付年月日	年 月 日	
3 申請書受付番号	宜建築 第 号	
4 関係土地地名地番	宜野湾市	
5 取 下 げ 理 由		
6 その他の関係事項		
受 付	決 裁 欄	処 理 欄

様式第15号(第34条関係)

道 路 位 置 指 定 済 証 明 願	
年 月 日	
宜野湾市長	殿
願出人	住 所 氏 名 (印)
下記のとおり、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき道路位置の指定が受けられていることを証明願います。	
記	
1	道路の所在地 宜野湾市 及 び 地 番
2	築造者の住所 及 び 氏 名
3	指 定 年 月 日 年 月 日 第 一 号 及び指定番号
4	その他
5	証明書の使用目的
備	
考	

様式第16号(第34条関係)

道 路 位 置 指 定 証 明 書	
住所 申請者 氏 名 殿	
年 月 日付けの道路位置指定申請に伴い、下表のとおり建築基準法第42条第1項第5号の道路位置の指定をしたことを証明する。	
年 月 日	
宜野湾市長 印	
1 道路位置指定年月日	年 月 日
2 道路位置指定番号	第 号
3 築造主の住所氏名 (名称及び代表者氏名)	
4 代理者の住所氏名 (名称及び代表者氏名)	
5 道路維持管理者 住 所 氏 名	
6 指 定 道 路 の 地 名 地 番	宜野湾市
7 指 定 道 路 の 幅 員 及 び 延 長	幅員 m 延長 m 幅員 m 延長 m
8 そ の 他 の 事 項	別紙図面(朱書)のとおり

様式第 1 号(第 3 条関係)

様式第 2 号(第 3 条関係)

様式第 3 号(第 5 条関係)

様式第 4 号(第 7 条関係)

様式第 5 号(第 9 条関係)

様式第 6 号(第11条関係)

様式第 7 号(第12条関係)

様式第 8 号(第 9 条) 削除

様式第 9 号(第14条関係)

様式第10号(第15条関係)

様式第11号(第16条関係)

様式第12号(第20条—第23条関係)

様式第13号(第22条関係)

様式第14号(第33条関係)

様式第15号(第34条関係)

様式第16号(第34条関係)